

1. 重要な会計方針

この財務諸表は、公益法人会計基準(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣 府公益認定等委員会)に準拠して作成している。

(1)消費税等の会計基準

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 特定資産の増減額及びその残高

該当する事項はない。

3. 特定資産の増減額及びその残高

該当する事項はない。

4. 特定資産の財源等の内訳

該当する事項はない。

5. 担保に供している資産

該当する事項はない。

6. 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当する事項はない。

7. 保証債務(債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。)等の偶発債務

該当する事項はない。

8. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当する事項はない。

9. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当する事項はない

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な後発事象

該当する事項はない。

13. その他の事項

該当する事項はない。

以上